

# 衆議院財務金融委員会ニュース

H27.5.15 第189回国会第11号

5月15日（金）、第11回の委員会が開かれました。

## 1 金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、関経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、小泉龍司君（無））
- ・土屋正忠君外4名（自民、民主、維新、公明、共産）から提出された附帯決議案について、丸山穂高君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、小泉龍司君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

### 鷲尾 英一郎君（民主）

- ・プロ向けファンドのうち、問題がある業者とされているものの多くが投資事業有限責任組合（LP S）が出資しているケースであるが、その理由を伺いたい。
- ・LP Sに関する金融庁と経済産業省の情報共有の状況について伺いたい。また、LP Sの監督については両者が連携して行う必要があると考えるが、それについて大臣の見解を伺いたい。
- ・これまでにプロ向けファンドの問題業者に対して様々な苦情等が寄せられてきた中で、政府の対応は遅すぎたのではないかと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

### 宮本 岳志君（共産）

- ・今般の改正の目的とともに、プロ向けファンドであるのになぜ一般投資家が投資できるような制度設計となっているのかその理由を伺いたい。
- ・改正案には電話・訪問販売などの不招請勧誘の禁止は盛り込まれているか。盛り込まれていないとすれば規制が不十分と考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・最近のプロ向けファンド届出者数及び問題があると認められた届出者数について伺いたい。

### 丸山 穂高君（維新）

- ・独立行政法人国民生活センターに寄せられたプロ向けファンドに関する相談件数及び金融庁による「問題があると認められた届出業者リスト」について最新の数字を伺いたい。
- ・プロ向けファンドの規制強化に伴う検査・監督部門の定員増の必要性に関し、金融担当大臣・財務大臣それぞれの立場からの考えを伺いたい。

- ・プロ向けファンドに出資可能な適格機関投資家以外の投資家の要件について、法人は純資産又は資本金5,000万円以上、個人は投資性金融資産1億円以上が予定されているが、それぞれの数字の根拠を伺いたい。

### 伊東 信久君（維新）

- ・プロ向けファンドの被害が拡大した背景には、金融庁へ届出をしているから国（金融庁）のお墨付きを得ていると思わせやすい点があると思うが、なぜ今回の改正ではプロ向けファンドを登録制にせず届出制のままにしたのか。
- ・プロ向けファンドに出資可能な個人投資家は「投資性金融資産を1億円以上保有する個人投資家」とされる予定であるが、投資性金融資産の定義及び保有状況の具体的な確認方法について伺いたい。
- ・高齢者等の被害を減らす効果的な改正とするためには、プロ向けファンドに出資可能な一般投資家の範囲を、政府令ではなく法律でしっかりと規定すべきであるとするが、大臣の考えを伺いたい。

### 鈴木 克昌君（民主）

- ・平成18年時点で与党の議員からも一般投資家が被害を受ける可能性について懸念が示されていたことを踏まえ、一般投資家をプロ向けファンドに対する出資対象に含めるべきではなかったのではないかと、という考えについて大臣の見解を伺いたい。
- ・日弁連がプロ向けファンドによる被害を回復することは現実的には非常に難しいという報告を行っているが、そういった状況を政府では把握しているのか伺いたい。
- ・海外関連のファンドに対して実態把握及び対応を行う必要性について、大臣の見解を伺いたい。